(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その１　６０か月～５３か月契約〕

（単位：円）

車種 ＼ 保険期間			60か月契約	59か月契約	58か月契約	57か月契約	56か月契約	55か月契約	54か月契約	53か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用									
	自家用									
営業用乗用自動車	個人を除く									
	個人									
自家用乗用自動車										
けん引及び普通貨物自動車	営業用	最大積載量が２トンを超えるもの								
		最大積載量が２トン以下のもの								
	自家用	最大積載量が２トンを超えるもの								
		最大積載量が２トン以下のもの								
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用									
	自家用									
小型二輪自動車										
軽自動車	検査対象車									
	検査対象外車		5,840							
原動機付自転車			5,660							
大型特殊自動車及び小型特殊自動車										
緊急自動車										
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,050	6,030	6,020	6,000	5,980	5,970	5,950	5,930
	(ロ) 小型二輪自動車		5,760	5,740	5,730	5,720	5,710	5,690	5,680	5,670
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,880	5,860	5,850	5,830	5,820	5,810	5,790	5,780
		検査対象外車	5,760	5,750	5,740	5,730	5,710	5,700	5,690	5,680
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車									
	(ロ) 教習用自動車									
	(ハ) その他 a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
	b 小型二輪自動車									
	c 軽自動車	検査対象車								
		検査対象外車	5,190							
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車										
検査対象外被けん引軽自動車			5,130							

（注）１．本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
２．沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その２　５２か月～４５か月契約〕

（単位：円）

車種 ＼ 保険期間			52か月契約	51か月契約	50か月契約	49か月契約	48か月契約	47か月契約	46か月契約	45か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用									
	自家用									
営業用乗用自動車	個人を除く									
	個人									
自家用乗用自動車										
けん引及び普通貨物自動車	営業用	最大積載量が２トンを超えるもの								
		最大積載量が２トン以下のもの								
	自家用	最大積載量が２トンを超えるもの								
		最大積載量が２トン以下のもの								
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用									
	自家用									
小型二輪自動車										
軽自動車	検査対象車									
	検査対象外車						5,680			
原動機付自転車							5,540			
大型特殊自動車及び小型特殊自動車										
緊急自動車										
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,910	5,900	5,880	5,860	5,850	5,830	5,810	5,800
	(ロ) 小型二輪自動車		5,660	5,650	5,630	5,620	5,610	5,600	5,590	5,570
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,760	5,750	5,740	5,720	5,710	5,690	5,680	5,660
		検査対象外車	5,670	5,650	5,640	5,630	5,620	5,610	5,590	5,580
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車									
	(ロ) 教習用自動車									
	(ハ) その他 a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
	b 小型二輪自動車									
	c 軽自動車	検査対象車								
		検査対象外車					5,160			
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車										
検査対象外被けん引軽自動車							5,110			

（注）１．本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
２．沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。